

広島市消費生活センターだより

通販サイトで 注文直後に表示される 特別割引クーポンに注意!



事例

通販サイトで「初回2,000円で定期縛りなし」と表示されていた化粧品を購入した。注文後に特別割引クーポンが表示されたので利用すると、4回で計4万円分の商品を購入する条件の定期購入契約に変更されていた。

アドバイス

- インターネット上で商品を購入する際には、必ず購入する商品の内容や、事業者の利用規約、連絡手段を確認しましょう。
- 注文完了直前の「最終確認画面」をよく確認し、スクリーンショットで保存してから注文しましょう。
- 注文完了直後に表示される特別割引クーポンを利用することで、コースの内容が変更されるケースがあります。クーポンを利用する際の「最終確認画面」でも、購入条件が変更になっていないか、2回目以降の分量や代金などの新しい条件を必ず確認して保存しておきましょう。

困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター

☎082-225-3300

相談無料
秘密厳守
です



開館時間：10時～19時 休館日：毎週火曜日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月～金曜日 9時～17時(12月29日～1月3日と祝日は休館))